# きょう11.11「介護の日」 これからの福祉を考える

## 現場から学ぶ 介護新時代

### 時代の要請に応え 介護サービス多様化

### 有限会社猫嫁　在宅福祉総合サポートセンターひだまり　代表取締役　川崎小百合氏に聞く

厚生労働省は介護についての理解と認識を深めるため、十一月十一日を「介護の日」に制定。介護の意義や重要性についての啓発活動を行っていく予定だ。高齢社会が進む中、介護を取り巻く社会環境は刻一刻と変化しているが、介護現場の現状はどうなっているのだろうか。県内で介護サービスに従事する川崎小百合氏に話を聞き、今、私たちができることを考えてみたい。

**―川崎代表が介護に携わられたきっかけを教えて下さい。**

厚生労働省の資料によると、平成二十年二月末現在の介護福祉士の登録者数は六十四万四百二人で、私もそのうちの一人です。今から二十一年前の昭和六十二年に「社会福祉士及び介護福祉士法」という法律に基づいて、介護福祉士(※1)が国家資格として創設されました。私が介護の仕事に携わるようになったのは、その少し後のことです。

私は幼いころからお年寄りが大好きでした。お年寄りの優しい笑顔、何もかも包み込んでくれるような安心感、穏やかな話し声など、すべてが好きだったのです。そんな私が初めて介護の仕事に携わったのは、昭和六十三年、高校一年生のころでした。自宅の近所に老人保健施設ができ、そこでアルバイトスタッフとして働かせてもらうことにしたのです。アルバイト先での私の仕事は、現在の介護福祉士が行っているような内容でした。高校生だった私は、介護の責任や、人の生命を預かる重さを深く考えたこともなく、ただ「お年寄りが好きだからお世話をしたい」という思いで働いていました。それでも介護の仕事は楽しかったですし、とてもやりがいを感じていました。そんな私が本格的に介護の専門職を目指すようになったのは、大学生になってからです。大学二年生になると特別養護老人ホームで働くようになり、在学中に介護福祉士の資格を取得しました。

**―介護保険制度が始まるまで、介護を取り巻く社会環境はどうでしたか。**

私が大学生だったころ、老人福祉施設の数は、おそらく現在の半分ほどしかなかったと思います。もちろん介護保険制度もまだ制定されていませんし、訪問介護サービスは、市町村や社会福祉協議会(※2)が行うのが通常でした。

平成十二年に介護保険制度(※3)が施行されると、介護を取り巻く環境が少しずつ整備されていきました。そこで私も、それまで思い描いていた「お年寄りが本当に必要としている介護サービスの提供」を実現しようと、平成十四年、訪問介護と訪問入浴介護を行う会社を設立しました。介護保険制度が周知されるに従って介護サービスを利用するお年寄りが増え、施設の増設を要望する声も高まりました。そうした要望に応えて老人福祉施設が年々増加し、当社でも住宅型有料老人ホーム(※4)とデイサービスセンター(※5)を増設しました。

かわさき・さゆり氏　介護支援専門員(ケアマネージャー)、介護福祉士。2002年、日本福祉大学大学院社会福祉学修士。学生時代を含め、老人保健施設や特別養護老人ホームで介護職として4年間勤めたのち、医療ソーシャルワーカーとして1年間勤務。その後、福祉系の専門学校の学校で専任教員として教壇に立つ。2002年3月、有限会社猫嫁在宅福祉総合サポートセンターひだまり(名古屋市千種区千種2-24-2 ☎(052)744-0182)設立。代表取締役に就任

**―「介護の日」に寄せる期待をお聞かせ下さい。**

二十年前と比較すると、現在は介護の社会資源(※6)がとても多くなっています。二十年前は、介護サービスを利用するために順番を待たなければならなかったのが、今では介護サービスの種類が増え、お年寄りは自由に利用したいものを選ぶことができます。また、介護従事者の資格も確立され、提供する介護サービスの質やレベルも向上しています。介護を取り巻く環境の発展は喜ばしいことではありますが、選択肢が増えたために利用者の混乱を招くのではないかということも懸念されています。一部には、介護サービスの種類を簡素化するべきではないかとの意見もあるようですが、私個人の考えとしては、それぞれの介護サービスには目的があり趣旨も違いますので、できれば簡素化は避けた方がいいと思います。

**―どこに相談すればよいか迷ったときは。**

利用される方に分かりづらいのであれば、行政や民間の福祉団体、現場をよく知る介護従事者などが協力して対策を取る必要があります。介護サービスを充足するために活用される施設や機関、知識、技能などの総称。

※7　ケアマネージャー　介護保険法に基づく介護支援専門員。介護家族などの相談に応じ、抱える問題・課題を把握する課題分析(アセスメント)などを行う。また、ケアプランに応じたサービスを提供し、日常生活に必要な援助を行う人。

※8　ホームヘルパー　介護保険法に基づく訪問介護員。障害者自立支援法などに基づく居宅介護従業者。障害などにより日常生活が困難な老人などの家庭に派遣され、入浴などの介護サービス、調理、掃除などの家事援助サービスを行う人。

※9　リハビリの専門家　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士などの総称。

※10　介護度　要介護度。介護保険被保険者の介護を必要とする度合いを表したもの。要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7段階に区分される。

出典／厚生労働省HP(http://www.mhlw.go.jp/)、介護110番(http://www.kaigo110.com/)

サービス利用者と歓談する川崎小百合代表(左)

### お年寄りの声誠実に聞く

### 重ねた経験生かし 介護の発展に全力

**―介護保険の魅力を教えて下さい。**

魅力の一つとして「一人のお年寄りを介護のプロがチームとなって支えることができる」ということが挙げられます。介護のプロというのは、介護福祉士やケアマネージャー(※7)、ホームヘルパー(※8)、リハビリの専門家(※9)、医師や看護師などを言います。介護のプロは広いネットワークを持ち、お互いにコミュニケーションを密に図るようにしています。現在、介護保険で利用できるサービスは、訪問介護や通所リハビリ、デイサービス、グループホームなど二十四種類ほどありますが、プロが連携することによって、介護を受ける方一人ひとりに合ったサービスを提供することができるのです。

**―介護サービスの利用をためらうケースもあると聞きますが。**

残念ながらそうした魅力が正しく伝わらず、誤解されていることもあります。たとえば、ホームヘルパーを利用することを家政婦さんを雇うようなものと勘違いし、一日に何万円もの高額な費用がかかると思い込んでいる方がいらっしゃいます。そのため、お年寄りがホームヘルパーを利用したいと思っていても、ご家族に気を遣ってしまい、言い出せないケースもあるようなのです。実際、介護保険を利用してホームヘルパーの派遣サービスを利用する場合の費用は状況により異なりますが、一時間二百八円から。それほど大きな負担にはならない額だと思います。

家族介護をされている方であれば、ホームヘルパーの利用によって精神的・体力的な負担を減らすことができます。これもまた誤解が多いのですが「ヘルパーさんに任せて自分だけ楽をするなんて…」と考える方がいらっしゃいます。でも、実はそうではなく、介護によるストレスをためないよう努力していただくことが肝心なのです。介護保険の目的の一つには、家族介護者の負担軽減が含まれています。ぜひ介護保険を上手に導入して、実生活に役立てていただきたいです。

**―介護を受ける側のメリットは。**

プロの介護を受けることはお年寄りにとっても良いことです。それは、プロの介護スタッフが、病気の症状や体の生理解剖など挙げたら切りがないくらいの基礎知識を持っているためです。豊富な経験と知識を持つプロだからこそ、介護の効果を高められるという面はありますが、さらにご家族に協力いただくことによって、より一層の高い効果を得ることができます。介護をさせていただく方の性格や趣味・嗜好、職業に関する情報を伝えていただくことは、介護のプランを立てる上でとても重要です。「プロはチームとなってお年寄りを支える」と申しましたが、ご家族もチームの一員として欠かせない存在なのです。

適切な介護を受けることによって、介護度(※10)が軽くなることもあります。介護保険サービスを利用せず、家族だけで頑張ろうという考えをお持ちの方もいらっしゃいますが、プロの介護スタッフが付いているかどうかで効果に大きな違いが現れます。要支援の方が回復し、介護保険該当外になるといった例も珍しくはありませんので、プロの介護スタッフの技能を信頼いただき、大切なご家族の介護をお任せいただきたいと思います。

**―地域や企業が介護にかかわるポイントはありますか。**

介護事業とは直接かかわりのない企業様や地域の方々にも、介護への理解と協力をいただければ、介護を取り巻く環境がさらに良くなり、誰もが暮らしやすい社会になるのではないかと考えます。実際に、そうした社会づくりに向けての取り組みも進められています。

たとえば、平成十八年には介護保険法改正に伴って、地域住民の健康増進や保健・福祉・医療の向上、介護予防マネジメントなどを総合的に行う「地域包括支援センター」という機関が各市区町村に置かれ、自治体ごとにさまざまな活動を行っています。

また、シルバーサービスの質の向上と発展を目指す民間団体「社団法人シルバーサービス振興会」では〝シルバーサービス振興ビジョン〟を掲げ、介護業界以外の方々に向けて、高齢者を支える新しい介護サービスの提案などを呼びかけています。こうした取り組みがもっと広がっていけば、将来にわたって安心できる介護環境を築いていけるはずです。

**―介護にかかわる魅力をお聞かせ下さい。**

介護従事者は、人の生活に密着して介護サービスを提供しています。人の生命を預かり、個人のプライバシーにかかわらなければならないこともあるため、とても責任の重い仕事です。でも、背負う責任の重さの分だけ、たくさんの価値あるものを得ることができます。長い人生の中でさまざまな経験を重ねてこられたお年寄りから日々学ぶことができ、人間として大きく成長できるのです。

介護の仕事は決して楽ではありませんが、チームで介護に従事していますので、たとえ壁にぶつかったとしても一人で悩むことはありません。相手の身になって考えることのできる人であれば、必ずいい介護者になれます。私をはじめ多くの現役介護従事者が、介護者を志す若者を心待ちにし、介護の未来を任せられる頼もしい介護者が育ってくれることを期待しています。

**―最後に川崎代表の夢をお聞かせ下さい。**

私自身、介護者として人生の最後にこれだけは必ず果たしたいと思っていることがあります。それは、自分自身が介護を受ける立場になって他者の介護を受けた時、自分が一生をかけてやってきた介護が本当に正しかったのかどうかを確認することです。人の痛みやつらさというのは、相手の身になって想像することはできますが、それを本当に実感できるのは、実際に同じ経験をしたときだと思うのです。

中学時代、親しくしていた友人のお父様が亡くなりました。私は彼女の胸の痛みを思い悲しみを感じました。でも、彼女の悲しみを本当に実感したのは、私自身が父親を亡くしたときでした。そして、その当時介護の仕事をしていた私は「今、自分がよかれと思ってやっている介護も、本当にいいかどうかは自分自身が実際に介護を受けてはじめて分かるのかもしれない」と思ったのです。

もちろん今は、その時最善と思える介護サービスを提供し、積み重ねてきた介護の経験や技術に誇りを持っていますし、今後もお年寄りの声に耳を傾け、スタッフや周りの方々と共に、介護の発展のために精一杯力を注いでいきたいと思います。

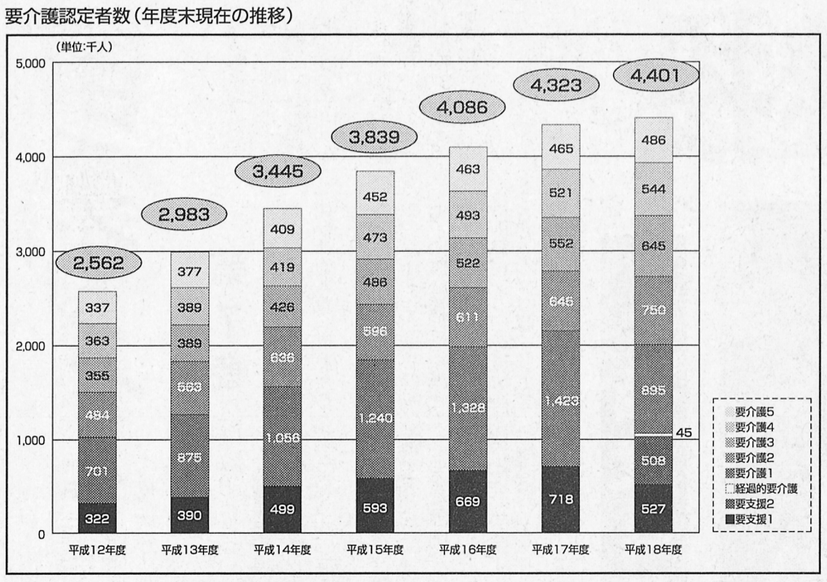


※■は、平成12～17年度は「要支援」、平成18年度は「要支援1」。　〈平成18年度　介護保険事業状況報告／厚生労働省〉

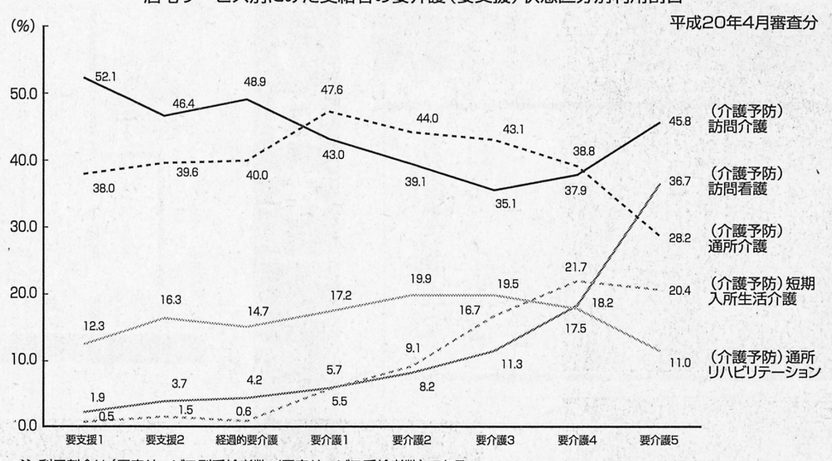


注:利用割合は(居宅サービス別受給者数／居宅サービス受給者数)である。　〈平成19年度　介護給付費実態調査結果の概況　／厚生労働省〉